



留 総 税 号  
令和 5年 7月20日

各 位

留寿都村長 佐 藤 ひさ子

【公印省略】

### 軽自動車の標識交付に係る新しい車両区分について

平素より、村政の執行に対しましては、多大なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年度法律第32号）が施行され、令和5年7月1日から新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が規定されたところです。

これに伴い、村では特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）用の標識の交付を始めることとなりましたのでお知らせします。

なお、標識交付前に車体計測と性能等確認済シールの貼付確認を行いますので、標識交付申請時には登録車両を役場までお持ちいただくようお願いいたします（乗車でのお持ち込みはしないようお願いいたします）。

特定小型原動機付自転車の詳細については、別紙「特定小型原動機付自転車ってなに？」をご覧ください。

なお、本件に関して、お問い合わせ等がございましたら、留寿都村役場総務課税務室までご連絡ください（電話番号：0136-46-3131）。

（総務課税務室 担当：石川）

新しい  
車両区分

# 特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

## Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20km/h** 以下

定格出力 **0.6kW** 以下

車体の大きさ 長さ **1.9m** 以下 / 幅 **0.6m** 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。 **など**

## Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

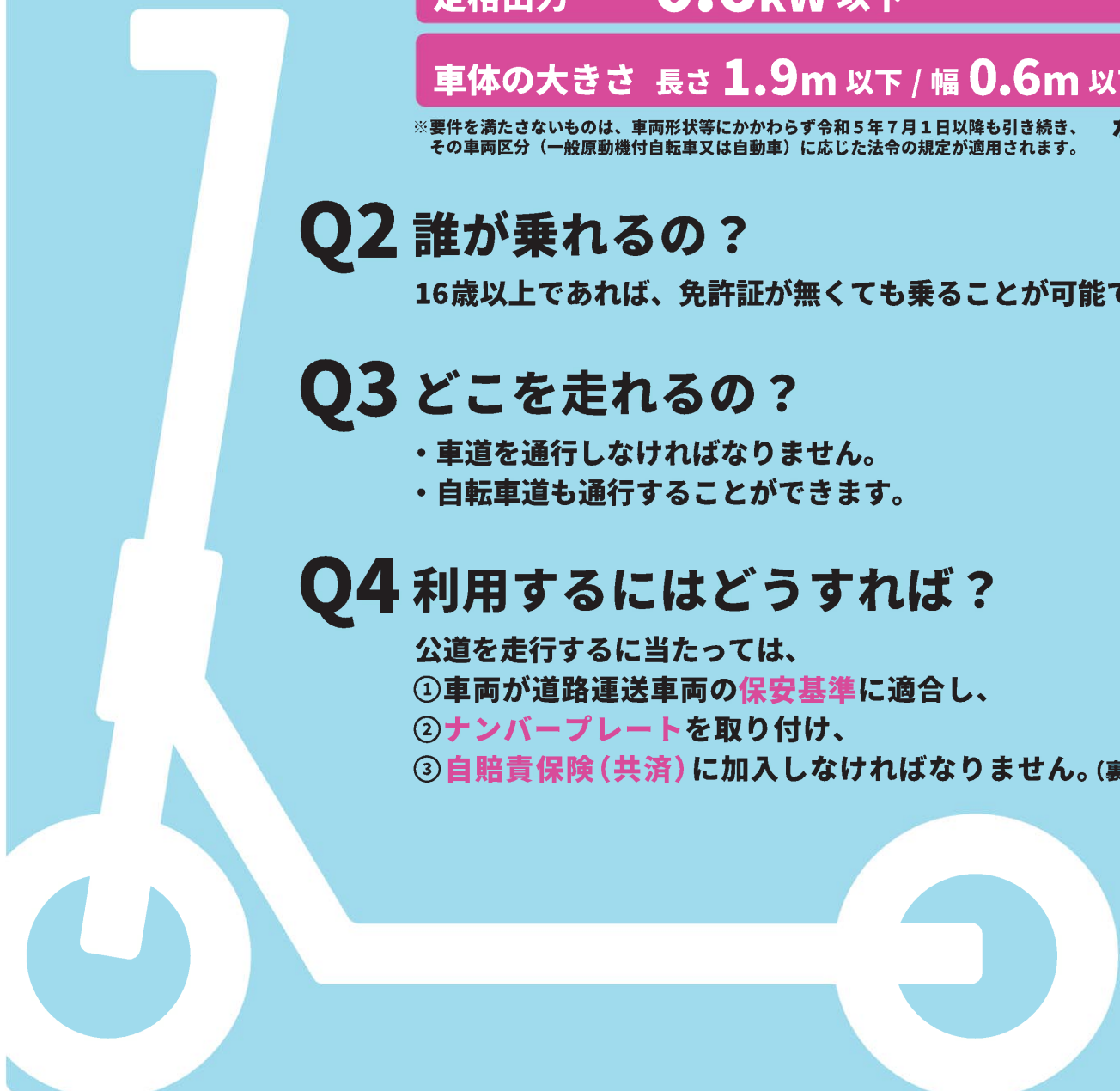
## Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

## Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- ① 車両が道路運送車両の**保安基準**に適合し、
- ② **ナンバープレート**を取り付け、
- ③ **自賠責保険（共済）**に加入しなければなりません。（裏面）



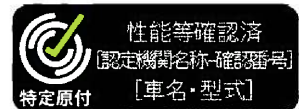
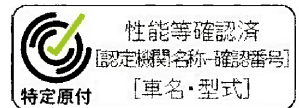
# ① 保安基準への適合が必要です！

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準を満たすものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

## ■主な基準項目



## ■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr7\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html)

【シール未装着車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>



車両型式情報



情報提供窓口

# ② ナンバープレートが必要です！

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化！

# ③ 自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています！

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険（共済）の詳細はこちら】  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠責保険（共済）

## 交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

